

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	【第2弾】中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中土佐町民の家計負担を軽減すると共に町民のデジタル普及を図る。また、電子で受け取ることができない方には、現金を支給する。 ②負担金及び委託費 【負担金】45,200千円 電子商品券:10,000円×3,390人=33,900千円 現金 給付:5,000円×2,260人=11,300千円 【委託料】3,800千円 ④令和8年3月1日時点で中土佐町住民基本台帳に登録のある住民	R8.2	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	中土佐町物価高騰対策デジタル商品券等給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中土佐町民の家計負担を軽減すると共に町民のデジタル普及を図る。 ②負担金及び委託費 ③【負担金】5,650千円 世帯給付分:260世帯×20,000円=5,200千円 子ども加算:90人×5,000円=450千円 【委託料】370千円 委託費の内容 給付券作成及び発送費、事業者向けステッカー費、事務局運営費及びシステム開発費 ④令和7年5月1日時点で中土佐町に住民登録がある世帯かつ令和6年度中土佐町低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯)子ども加算追加給付対象世帯を除く世帯(世帯給付分2,010世帯)・子ども加算(520人)	R7.5	R7.12
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	令和7年度中土佐町定額減税補給付金(不足額給付)	①物価高が続く中で低所得者への支援を行うことで、低所得者の方々の生活を維持する。 ②定額減税を補足する給付のうち不足額給付Ⅱの物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱(令和5年11月29日付府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者の要件から外れてしまう者で、R5所得、R6所得とも申告をしている納税義務者であり、被扶養親族になることができる場合になっていないが被扶養者となりえる者への給付金 例)不足額給付Ⅱの対象範囲で、R5等従業者が所得48万超でR6所得48万以下、またはR5所得48万以下でR6等従業者が所得48万超で、どちらかの年度で税の被扶養親族になることができる場合になっていないが被扶養者となりえる者 ③上記②の対象への給付金額 420千円 事務費(役務費)8千円 計428千円 ④上記②の対象者 22人	R7.7	R7.11
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	林業木材産業緊急支援事業	①原油価格・食料品等高騰対策として、エネルギー価格の高騰により影響を受けている林業経営者に対し、燃料費を一助成することで、負担軽減と経営の安定化を図る。 ②林業経営者に対する燃料費助成金 ③1,600千円(17万円以内×50,000L)及び(5万円以内×150,000L) ④林業経営体	R8.2	R8.4以降
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	農林水産業者燃油高騰対策事業	①燃油価格の高騰の影響を受け、大きな影響が生じている町内に住所、事業所又は農場等を有する農林水産業者に対し、補助金を交付することで燃油急騰による事業者負担増を軽減し、経営の安定化を図る。 ②補助金 ③10,000千円(※5万円×2,000,000円) その他財源として一般財源を充当予定 ④農林水産業者で組織する団体等・個人	R8.2	R8.4以降
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	漁協施設物価高騰対策省エネ化推進事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けて電気料金の負担が増加している漁業協同組合の施設を省エネ化することにより、漁協の負担を軽減する。 ②照明等の省エネ化のための設備導入に要する経費への補助 ③LED灯:(久礼漁協)2,000千円(税抜)×3/4=1,500千円(上ノ加江漁協)2,400千円(税抜)×3/4=1,800千円 漁協負担(1/4、消費税) ④町内の漁業協同組合	R8.2	R8.4以降
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	中土佐町物価高騰対策水道基本料金負担軽減対策事業	①物価高騰の影響を受けている中土佐町簡易水道事業と給水契約をされている方(事業者を含む)の負担軽減を図る。 ②(a)システム改修業務委託費及び(b)水道基本料金 ③(a)システム改修業務委託費 594,000円(税込) (b)水道基本料金(税込) 【口径13mm】550円×2,839件×2月=3,122,900円 【口径20mm】748円×542件×2月=810,832円 【口径25mm】759円×59件×2月=89,562円 【口径30mm】847円×18件×2月=30,492円 【口径40mm】1,089円×18件×2月=39,204円 【口径50mm】1,397円×7件×2月=19,558円 【口径75mm】2,464円×2件×2月=9,856円 ④事業開始時点において中土佐町簡易水道事業と給水契約をされている方(事業者を含む)3,485件(官公庁除く)	R8.2	R8.4以降
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策補助事業	①物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等(在宅サービス事業所等含む)への事業継続に向けた支援金の交付。 ②事業継続支援金 ③【高齢者施設】 施設定員61床以上 350千円×1件=350千円、施設定員41床以上60床以下 250千円×2件=500千円、施設定員40床以下 150千円×6件=900千円、通所系・訪問系 100千円×11件=1,100千円 【障害者施設】 施設定員40床以下 150千円×1件=150千円、通所系・訪問系・相談系 100千円×2件=200千円 ④町内に施設を有する社会福祉施設等。	R8.2	R8.4以降
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学校副教材購入支援事業	①物価高騰の影響を受けている小中学生を養育する世帯の経済的負担を軽減するため、学校で使用する副教材を無償化する。 ②小中学校が授業で使用する副教材 ③副教材購入費(消耗品費:小学校1,836,000円、中学校1,365,000円) その他財源として一般財源を充当予定 ④町内の小中学校に通う児童・生徒および保護者	R8.2	R8.4以降
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業	①物価高騰の影響を受けている町内店舗においてポイント還元事業を実施し消費喚起を促すとともに町外からの消費者を呼び込み地域消費の拡大を図る。 ②負担金及び委託料 ③【負担金】35,463千円(ポイント原資) 【委託料】1,800千円 ④中土佐町内にて活動のある店舗及び町内にて販売実績のある移動販売車 ・対象決済事業者が運営する決済手段を導入している店舗	R8.2	R8.4以降